

松山市道での路上イベントに伴う
道路占用手続きのガイドライン

令和6年4月
松山市

目次

1. ガイドラインの趣旨
2. 道路占用とは
3. 路上イベントの許可基準
4. 路上イベントの実施に関する手続きの流れ
5. 道路占用許可申請に必要な書類
6. 道路の占用許可チェックリスト

1. ガイドラインの趣旨

松山市では、道路空間を活用して地域の活性化や賑わいの創出を目的とし、行政・市民・団体などが一体となって取り組むイベントの活用場として道路空間を活用できるよう、弾力的な道路占用許可を行っています。

本ガイドラインは、適切な道路の管理を前提としながらも、市民のふれあいや交流が育まれる場として道路空間を活用できるよう、地域の活性化や賑わいを創出する路上イベントなどを実施するための手続きや基準、留意点をまとめたものです。

2. 道路占用とは

道路の地上、地下、上空に一定の工作物、物件又は施設を設け、道路を継続して使用する場合は、道路の占用となります。道路を占用する場合には、道路管理者の許可が必要です。

道路の占用許可は、道路管理者が道路法第33条第1項などにより、下記の4点に適合するか審査し、許可しています。

- ① 占用許可の対象物件であること。
- ② 道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと。
- ③ 占用の期間や場所などに関する道路法施行令の基準に適合していること。
- ④ 一般原則（公共性、安全性、計画性）に適合していること。

<道路使用許可と道路占用許可>

路上でイベントを開催する場合には、「道路使用許可」が必要です。

併せて、テントなどの物件を設置する場合には、「道路占用許可」が必要です。

本ガイドラインは、松山市が管理している道路にテントなどの物件を設置して「道路占用許可」が必要なイベントを実施される場合の説明となります。（国道・県道は除く）

☞ 「道路使用許可」

道路は本来、人や車が通行するためのものですので、路上イベントなどを開催する場合は、道路交通法第77条に基づき、警察の道路使用の許可が必要です。

☞ 「道路占用許可」

1日に満たない路上イベントでも、道路上にテーブルやイス、ステージなどを継続して設置する場合は、道路法第32条に基づき、道路の占用許可が必要です。

3. 路上イベントの許可基準

(1) 実施内容

- ①地域の活性化や賑わいの創出などにつながるもの。
- ②商店街全体の利益につながるもの。(道路管理協定を締結している
大街道・銀天街アーケード内のみ)

地域住民や地域の町内会、商店街振興組合、他の道路利用者の理解を得られるよう、事前に周知を行ってください。

地域住民や団体の理解が得られないものや、特定の事業者の営利目的であるもの、明らかに地域の活性化や賑わいの創出につながらないものなどは、道路占用許可の対象になりません。

(2) 実施主体

- ①国・地方公共団体
- ②国・地方公共団体が参加する協議会や実行委員会
- ③国・地方公共団体が支援するイベントの実施主体
- ④株式会社まちづくり松山(道路管理協定の締結者)が同意するイベントの実施主体(道路管理協定を締結している大街道・銀天街アーケード内のみ)

(3) 占用期間

- ①数時間～1日といった一時的なもの。
- ②数日～数週間といった継続的なもの。
- ③毎月の第〇〇曜日といった反復的なもの。

イベントの内容や道路状況によって異なりますので、道路管理者及び警察に事前に相談してください。

(4) 占用場所

- ①道路の構造または道路交通に著しい支障を及ぼさない場所（※）であること。
- ②歩道上に物件を設置する場合は、原則として十分な歩行空間（通行量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上）を確保して設置すること。ただし、交通規制をするなど、歩行者の円滑な通行が確保される場合は、この限りでない。
- ③視覚障がい者誘導ブロックが設置されている付近は、ブロックとの距離を0.3m以上確保し、利用者の安全に配慮すること。ただし、迂回路として仮設の視覚障がい者誘導ブロックを設置するなど、道路管理者が利用者の通行に支障がないと判断した場合は、この限りでない。

※道路交通に著しい支障を及ぼすとは、交差点内にテーブルを設置することや、テントの設置で道路標識を隠してしまうことなどを指します。

(5) 占用物件の構造

- ①道路の構造に支障を及ぼさないもの（※）であり、かつ、周辺の景観、美観などに配慮するものであること。
- ②倒壊、剥離、汚損などのおそれがないものであること。

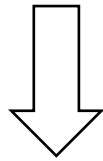
※道路の構造に支障を及ぼすとは、アスファルトなどに杭を打ち占用物件を固定することや、街路灯などの道路構造物を削孔して物件を設置することなどを指します。ただし、イベント終了後速やかに現況復旧できる場合はこの限りではありません。

4. 路上イベントの実施に関する手続きの流れ

路上イベントを実施するのは下記の場所である。

- 大街道アーケード内
- 銀天街アーケード内

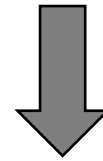
はい



6ページへ

<道路管理協定区域で実施する場合>

いいえ



8ページへ

<そのほかの道路で実施する場合>

<注意事項>

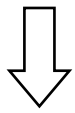
イベントの内容によっては、保健所や消防署などへの届出が必要になる場合がありますので、時間的な余裕をもって、事前に関係部署に相談してください。

<道路管理協定区域で実施する場合>

※道路管理協定区域：大街道・銀天街アーケード内

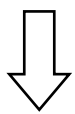
※道路占用許可申請に必要な書類は10ページに記載

(1) 市へ事前相談 <実施日の1か月以上前>



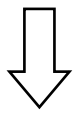
イベントの概要、スケジュール、占用物件の配置予定図などを持参の上、松山市役所 都市生活サービス課（本庁6階）に占用許可の対象となるか確認してください。

(2) 警察署へ事前相談 <実施日の1か月以上前>



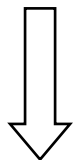
(1)の資料を持参の上、松山東警察署に使用許可の対象となるか確認してください。

(3) 株式会社まちづくり松山へ事前相談 <実施日の1か月以上前>



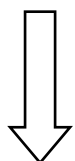
(1)の資料を持参の上、株式会社まちづくり松山（松山市湊町4丁目7番地15 きらりん2階）に実施可能か確認してください。

(4) 各申請書類の事前確認 <実施日の1か月前までに>



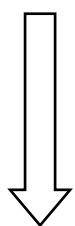
株式会社まちづくり松山で、松山市役所や警察署に提出する申請書類の事前確認を受け、警察署に提出する「道路使用許可申請書」に確認印を押してもらってください。

(5) 道路使用許可申請書の提出 <実施日の3週間前までに>



松山東警察署に必要な書類を揃えて提出し、許可証を受け取ってください。
(提出後、許可証受け取りまでに1週間程度かかります。)

(6) 道路占用許可申請書の提出 <実施日の2週間前までに>



松山市役所 都市生活サービス課に必要な書類を揃えて提出し、許可書を受け取ってください。
様式は松山市ホームページからダウンロードすることができます。
(提出後、許可書受け取りまでに2週間程度かかります。)

(7) イベントの実施

実施期間中は、必ず道路占用許可書を携帯してください。

■申請に関する連絡先

【道路占用許可申請について】

松山市役所 都市生活サービス課 TEL089-948-6473 (直通)

【道路使用許可申請について】

松山東警察署 (交通第一課) TEL089-943-0110 (代表)

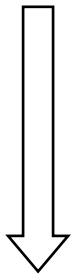
【道路管理協定区域内での実施について】

株式会社まちづくり松山 TEL089-998-3533

<そのほかの道路で実施する場合>

※道路占用許可申請に必要な書類は10ページに記載

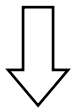
(1) 市へ事前相談 <実施日の1か月以上前>



イベントの概要、スケジュール、占用物件の配置予定図などを持参の上、松山市役所 都市生活サービス課（本庁6階）に占用許可の対象となるか確認してください。

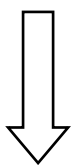
（協議会等の名簿や後援決定通知書等の添付が必要な場合は、事前にご準備ください）

(2) 警察署へ事前相談 <実施日の1か月以上前>



（1）の資料を持参の上、実施場所を管轄する警察署に使用許可の対象となるか確認してください。

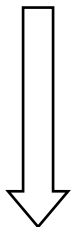
(3) 道路使用許可申請書の提出 <実施日の3週間前までに>



実施場所を管轄する警察署に必要な書類を揃えて提出し、許可証を受け取ってください。

（提出後、許可証受け取りまでに1週間程度かかります。）

(4) 道路占用許可申請書の提出 <実施日の2週間前までに>



松山市役所 都市生活サービス課に必要な書類を揃えて提出し、許可書を受け取ってください。

様式は松山市ホームページからダウンロードすることができます。

（提出後、許可書受け取りまでに2週間程度かかります。）

(5) イベントの実施

実施期間中は、必ず道路占用許可書を携帯してください。

■申請に関する連絡先

【道路占用許可申請について】

松山市役所 都市生活サービス課 TEL089-948-6473 (直通)

【道路使用許可申請について】

松山東警察署 (交通第一課) TEL089-943-0110 (代表)

松山西警察署 (交通課) TEL089-952-0110 (代表)

松山南警察署 (交通課) TEL089-958-0110 (代表)

5. 道路占用許可申請に必要な書類

申請に必要な書類は実施主体により異なり、審査には2週間程度かかります。新規に行うイベントなど内容によっては、通常より審査に時間を要す場合がありますので、時間に余裕をもって申請してください。

■路上イベントの実施主体

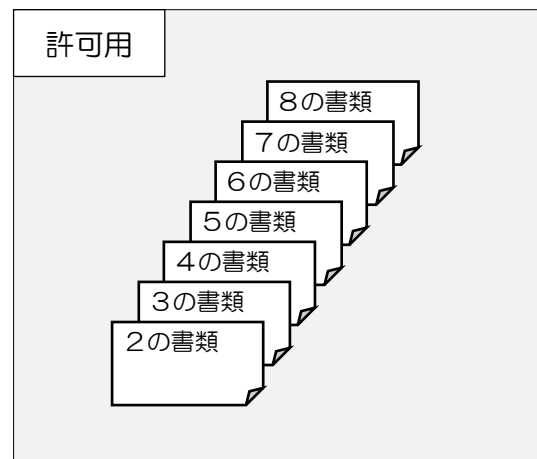
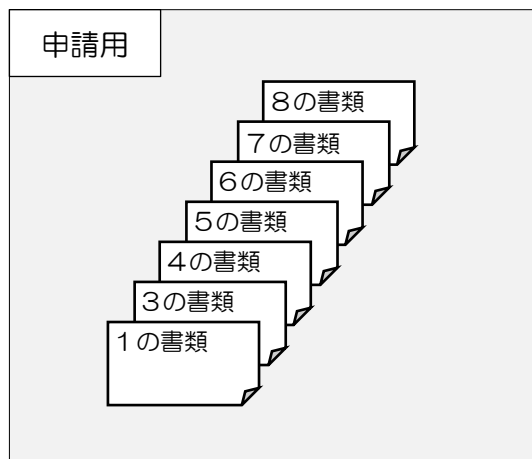
国・地方公共団体	⇒ 11ページへ
国・地方公共団体が参加する 協議会や実行委員会	⇒ 12ページへ
国・地方公共団体が支援する イベントの実施主体	⇒ 13ページへ
株式会社まちづくり松山が 同意するイベントの実施主体 (道路管理協定を締結している 大街道・銀天街アーケード内のみ)	⇒ 14ページへ

<国・地方公共団体が実施する場合>

※図面例は15・16ページに記載

No.	必要書類	部数	備考
1	道路占用申請・協議書	1部	
2	道路占用許可・回答書	1部	
3	位置図	2部	イベントの実施範囲がわかるもの
4	平面図	2部	占用物件の配置がわかるもの
5	占用物件の構造図	2部	詳細な寸法や形状などがわかるもの
6	イベント関係書類	2部	イベント概要書や企画書などイベントの内容がわかるもの
7	現況写真	2部	イベントの実施範囲全体がわかる写真
8	警察の道路使用許可証（写し）	2部	

■提出書類の並べ方（それぞれまとめてご持参ください）

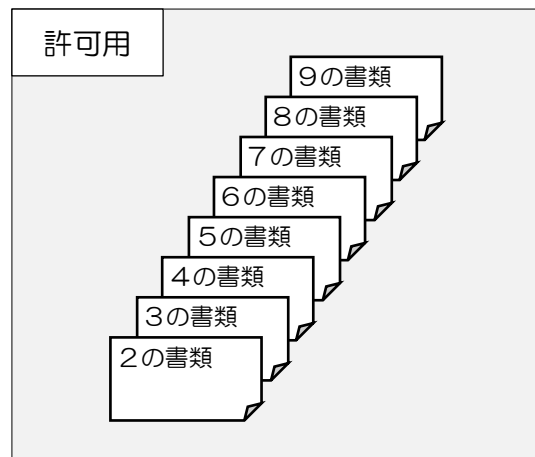
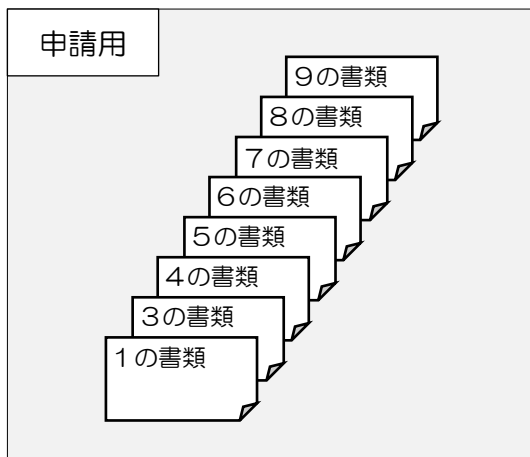


＜国・地方公共団体が参加する協議会や実行委員会が実施する場合＞

※図面例は15・16ページに記載

No.	必要書類	部数	備考
1	道路占用申請・協議書	1部	
2	道路占用許可・回答書	1部	
3	位置図	2部	イベントの実施範囲がわかるもの
4	平面図	2部	占用物件の配置がわかるもの
5	占用物件の構造図	2部	詳細な寸法や形状などがわかるもの
6	運営主体の名簿	2部	国・地方公共団体が参加していることがわかるもの
7	イベント関係書類	2部	イベント概要書や企画書などイベントの内容がわかるもの
8	現況写真	2部	イベントの実施範囲全体がわかる写真
9	警察の道路使用許可証（写し）	2部	

■提出書類の並べ方（それぞれまとめてご持参ください）

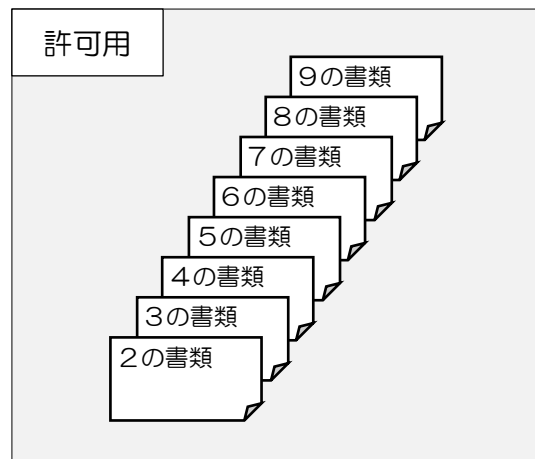
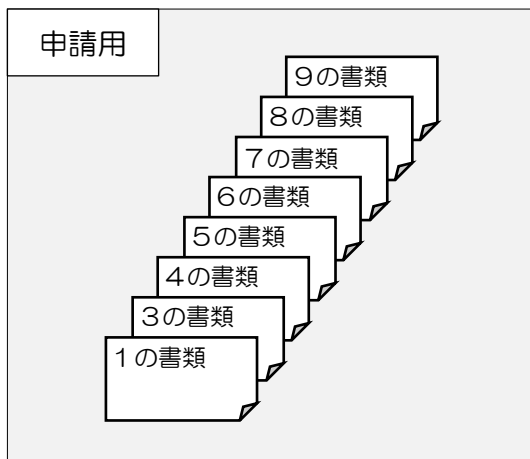


<国・地方公共団体が支援するイベントを実施する場合>

※図面例は15・16ページに記載

No.	必要書類	部数	備考
1	道路占用申請・協議書	1部	
2	道路占用許可・回答書	1部	
3	位置図	2部	イベントの実施範囲がわかるもの
4	平面図	2部	占用物件の配置がわかるもの
5	占用物件の構造図	2部	詳細な寸法や形状などがわかるもの
6	後援決定通知書（写し）等	2部	国・地方公共団体が支援していることがわかるもの
7	イベント関係書類	2部	イベント概要書や企画書などイベントの内容がわかるもの
8	現況写真	2部	イベントの実施範囲全体がわかる写真
9	警察の道路使用許可証（写し）	2部	

■提出書類の並べ方（それぞれまとめてご持参ください）

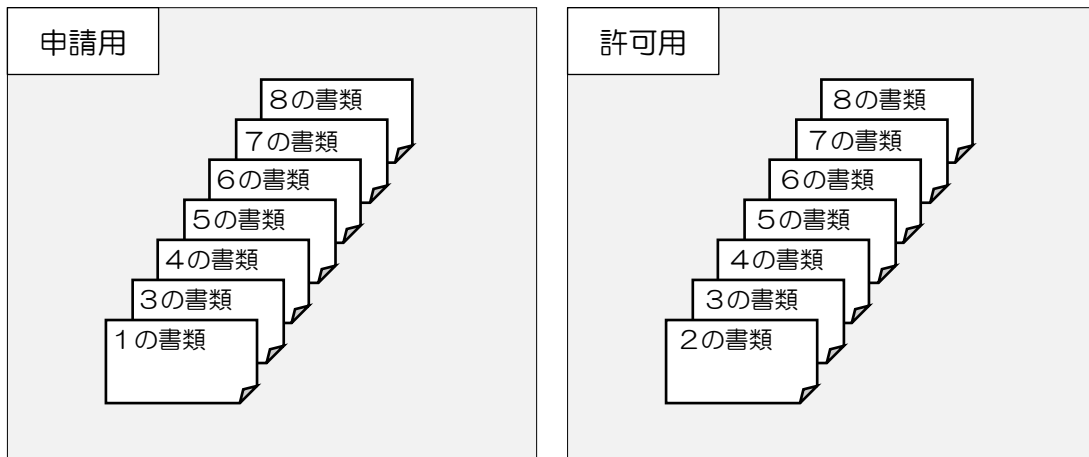


<道路管理協定の区域内で実施する場合>

※図面例は15・16ページに記載

No.	必要書類	部数	備考
1	道路占用申請・協議書	1部	
2	道路占用許可・回答書	1部	
3	位置図	2部	イベントの実施範囲がわかるもの
4	平面図	2部	占用物件の配置がわかるもの
5	占用物件の構造図	2部	詳細な寸法や形状などがわかるもの
6	イベント関係書類	2部	イベント概要書や企画書などイベントの内容がわかるもの
7	現況写真	2部	イベントの実施範囲全体がわかる写真
8	警察の道路使用許可証（写し）	2部	株式会社まちづくり松山の確認印が押印されたもの

■提出書類の並べ方（それぞれまとめてご持参ください）

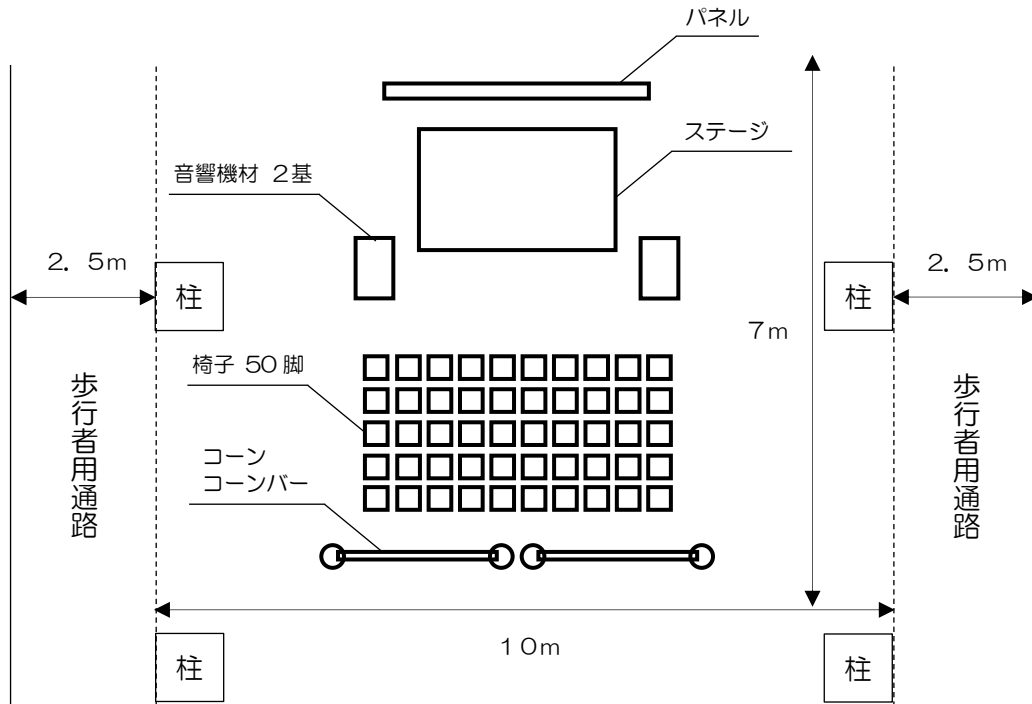


◆◆図面例◆◆

<位置図>

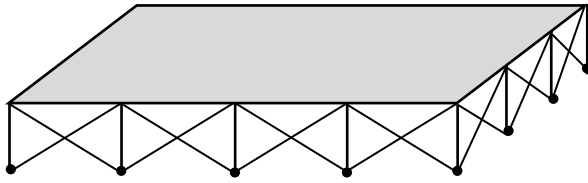


<平面図>



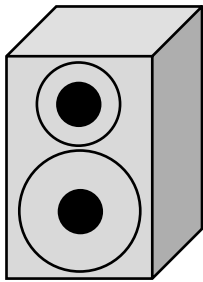
< 占有物件の構造図 >

ステージ



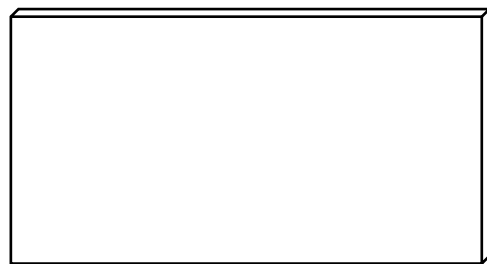
長さ：3.0m
幅：2.0m
高さ：0.4m

音響機材



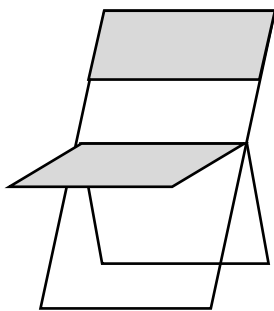
長さ：0.5m
幅：0.7m
高さ：1.0m

パネル



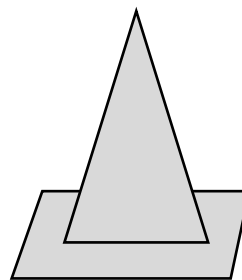
長さ：4.0m
幅：0.1m
高さ：2.0m

椅子



長さ：0.5m
幅：0.5m
高さ：0.8m

コーン・コーンバー



長さ：0.3m
幅：0.3m
高さ：0.5m



長さ：2.0m

6. 道路の占用許可チェックリスト

No.	項目	内 容	チェック
1	内容	地域の活性化、賑わいの創出が目的か	<input type="checkbox"/>
2	内容	地域住民・団体などの理解を得られているか	<input type="checkbox"/>
3	主体	占用主体は、以下のいずれかの者であるか ①国・地方公共団体 ②国・地方公共団体に参加する協議会、実行委員会 ③国・地方公共団体が支援する実施主体 ④道路管理協定の区域内で実施するイベントで、 株式会社まちづくり松山が開催に同意した実施 主体	<input type="checkbox"/>
4	場所	十分な歩行空間を確保しているか (道路交通に著しい支障を及ぼさない場所か)	<input type="checkbox"/>
5	物件	道路の構造に支障を及ぼさないものか	<input type="checkbox"/>
6	物件	周辺の景観、美観などに配慮しているか	<input type="checkbox"/>
7	その他	必要に応じて迂回路や駐車場などの交通誘導員を配置しているか	<input type="checkbox"/>
8	その他	緊急車両等の通行に支障とならないような配置になっているか	<input type="checkbox"/>
9	その他	道路管理者及び警察への事前確認は済んでいるか	<input type="checkbox"/>

※全てのチェック項目にチェックがついた上で申請してください。